

中山町公共施設等総合管理計画【概要版】令和6年3月改訂

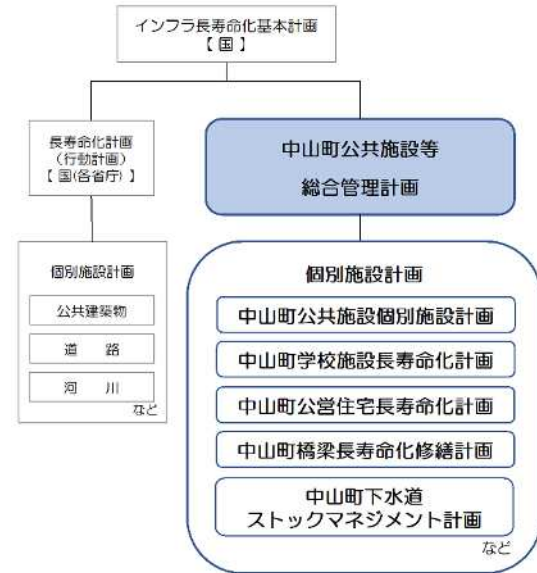
■ 総合管理計画の位置づけ

【背景・目的】

- 国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題ですが、中山町においても、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。
- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化とともに、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。
- こうした状況を踏まえ、本町では公共施設等に関する基本的な考え方などについて定める行動計画として、平成28年度に「中山町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しており、これに基づく個別施設計画も順次策定してきました。これらの計画策定後も、個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策内容等を反映させるなど、不断の見直しを行うことにより総合管理計画を充実させていくことが求められています。この度の改訂は、最初の総合管理計画策定から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が見直されたことに伴い、本計画の見直しを実施するものです。

【計画の位置づけ】

- 本計画は、本町の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置づけるものです。
- 個別施設計画は本計画の基本的な方針に基づき、個々の施設ごとに具体的な対応方針を策定する計画であり、公共施設等の適切な管理と効率的な運営を実現するために本計画と連携しています。
- 上位計画である「中山町総合発展計画（第6次）」の基本理念のもと、町の他計画とも連動した横断的な計画とします。



【計画期間】

- 計画期間は、2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間とします。

■ 現況と将来見通し

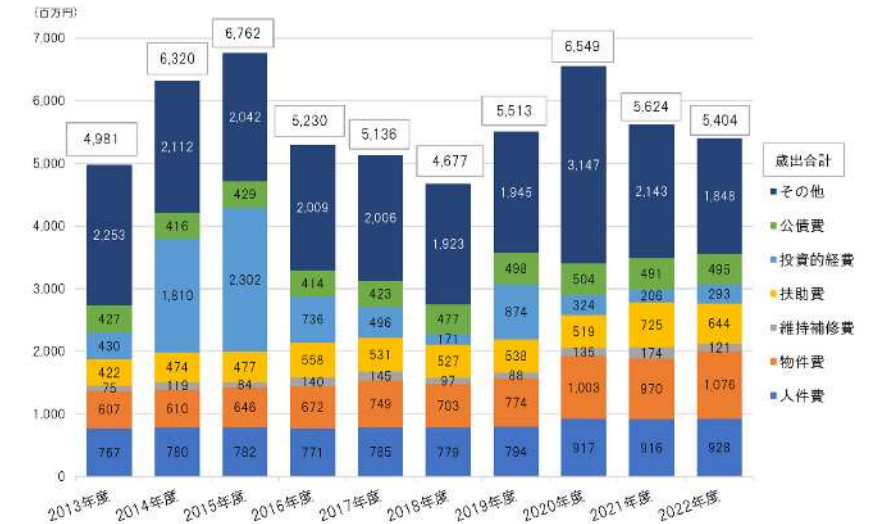
【将来人口推計】

- 「第6次中山町総合発展計画（令和3年3月）」によると、2065（令和47）年の本町の総人口は6,825人となる見通しです。
- 出生率及び純移動率の改善に向けた施策に取り組むことにより、2030（令和12）年の目標人口を「10,000人」と設定しています。



【財政の状況（歳出の推移）】

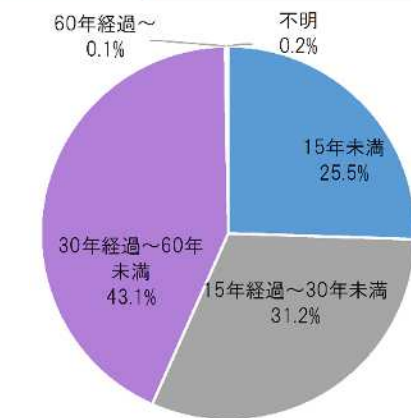
- 学校給食センター及び中山中学校の建設や臨時給付金の支給等により突出している年度はありますが、本町の予算規模は概ね50億円程度で推移しています。
- 内訳をみると、人件費、物件費、扶助費が増加傾向にあり、この10年で人件費約1.2倍、物件費約1.8倍、扶助費約1.5倍となっています。



【公共施設の現況】

公共施設	総延床面積: 54,665.7㎡
道路	実延長: 107,370.6m、総面積: 679,834㎡
橋梁	総延長: 497.81m、総面積: 2,897.4㎡
下水道管渠	総延長 公共下水道: 67,823m 農業集落排水: 12,369m

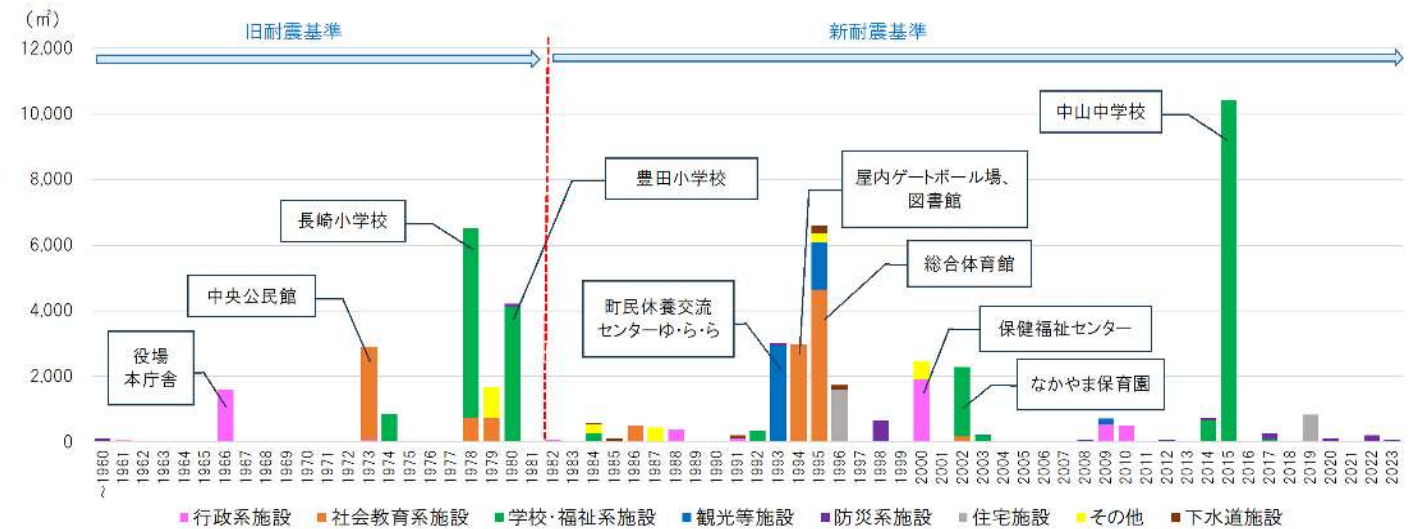
大分類	延床面積 (㎡)	構成比
行政系施設	5,256.9	9.6%
社会教育系施設	12,682.6	23.2%
学校・福祉系施設	24,880.0	45.5%
観光等施設	4,629.1	8.5%
防災系施設	1,673.4	3.1%
住宅施設	2,425.2	4.4%
下水道施設	626.7	1.1%
その他	2,491.8	4.6%
合計	54,665.7	100.0%



- 公共施設の総延床面積のうち、学校・福祉系施設45.5%、社会教育施設23.2%となっており、この2分類のみで全体の68.7%を占めています。
- 公共施設の総延床面積のうち、築30年以上の施設は43.3%、築15年以上では74.5%となっています。

【公共施設の築年度別整備状況】

- 建築年度別延床面積をみると、小・中学校や総合体育館など大型施設を建設した年度に突出しています。



【将来の更新費用等の見通し】

- 公共施設とインフラ資産について、一定条件のもと（ア）長寿命化対策を実施しない場合、及び（イ）長寿命化対策を実施する場合の改修・更新等に要する事業費を推計しました。
- 長寿命化対策を実施しない場合の推計額は、30年間で483.4億円、1年あたり16.1億円と算出されました。
- また、長寿命化対策を実施した場合の推計額は、30年間で407.4億円、1年あたり13.6億円と算出されました。長寿命化対策を実施しない場合と比較すると、30年間総額で76.0億円、1年あたり2.5億円削減されることになります。

区 分	直近 5 年間 実績額	今後の更新費用等 30 年間試算額の 1 年あたりの平均額 (30 年間総額)		比較 (イ)－(ア)
	単年度平均 A	長寿命化対策を 実施しない場合 (ア)	長寿命化対策を 実施する場合 (イ)	
公共施設	2.1 億円	8.9 億円 (267.9 億円)	6.7 億円 (201.1 億円)	△2.2 億円 (△66.8 億円)
インフラ資産	1.2 億円	7.2 億円 (215.5 億円)	6.9 億円 (206.3 億円)	△0.3 億円 (△9.2 億円)
合 計	3.3 億円	16.1 億円 (483.4 億円)	13.6 億円 (407.4 億円)	△2.5 億円 (△76.0 億円)

【現状・課題】

1. 災害に備えた公共施設等整備

- 市街化区域のほとんどが河川氾濫時の洪水浸水想定区域に該当しており、また、町の西部に地滑りやがけ崩れ、土石流の危険がある土砂災害危険区域箇所が存在しています。
- 近年、自然災害が激甚化しており、災害時において公共サービスやインフラとして機能を維持できるか、避難所としての役割を果たせるか等、災害リスクを考慮して整備内容を検討し、災害に強いまちづくりを目指す必要があります。

2. 公共施設等の老朽化対策

- 建築後30年を経過する施設の延床面積は、現時点では43.3%ですが、3年後には全体の64.0%を占めることになります。
- 老朽化が進むことで、各種設備の故障等修繕が多くなり、安全面からも注意が必要となるため、施設及び設備の改修や更新など適切な対応が求められます。

3. 人口動向・住民ニーズなどを踏まえた公共施設等整備

- 総人口は減少傾向にあり、さらに、人口構成比率をみると、2035（令和17）年までは65歳以上の構成割合が増加する見込みとなっています。
- 総人口の減少に伴う公共施設等の利用者数の減少や、人口構成が変化することによる住民ニーズの変化が予測され、このような変化に合わせた公共施設等の整備が必要となります。

4. 財政負担の軽減・平準化

- 歳入のうち半分以上を国・県に依存する財政状況の中で、高齢化に伴う扶助費等の歳出が年々増加傾向にあります。また、公共施設等の維持・補修、整備・更新にかかる費用は、建築費単価の上昇、経年劣化等による老朽化により、今後増加していくことが見込まれます。
- 既存の公共施設を現在の規模のまま更新し、全て維持していくことは財政上困難となることが予想されるため、将来の施設更新時において統合・複合化などにより、公共施設等全体規模の縮小や、維持管理経費の軽減を図ることが重要となります。
- 予防保全型管理を取り入れることで、修繕・改修費用の削減を図り、また、長寿命化対策を実施することにより更新費用の平準化を検討することが必要です。

■ 適正管理に関する基本的な考え方

【町施設全体の基本方針】

- 1. 点検・診断等の実施方針**
建築基準法に基づく定期点検のほか、法定点検の義務対象に該当しない建築物についても、計画的に公共施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断等を行います。
- 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針**
公共施設等の優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新を行い、中長期的な維持管理費を縮減・平準化していきます。更新にあたっては、社会状況の変化や住民ニーズの変化等を考慮したうえで、施設の複合化や集約化、民間活力の活用なども含め計画的に検討します。
- 3. 安全確保の実施方針**
点検・診断等の結果により、安全が確保できないと判断される施設等については、安全確保の観点から、早期の供用廃止や解体などの措置を適切にとっていきます。
- 4. 耐震化の実施方針**
災害時に防災活動拠点施設等となる公共施設については、既に耐震化を行っています。旧耐震基準により建築された公共施設のうち、耐震化未実施の施設は、他計画を踏まえ、整合性を図りながら、順次対応を検討していきます。
- 5. 長寿命化の実施方針**
必要に応じて予防保全型管理を取り入れることにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- 6. ユニバーサルデザイン化の推進方針**
長寿命化のための改修や施設の更新にあたっては、バリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン化を図ります。
- 7. 脱炭素化の推進方針**
温室効果ガスの排出抑制を図るため、消費エネルギー削減に取り組みます。新施設の整備や改修、更新をする際には、消費エネルギーの省力化を積極的に検討します。

■ 計画の推進に向けて

- 1. 計画推進のための体制構築**
 - ◆ 公共施設等の管理状況を全庁的に情報共有し、財政計画や公共施設等の状況などを総合的に判断した上で、管理を行う体制を構築します。
- 2. 行政サービス水準の検討**
 - ◆ 公共施設の利用者数・稼働率の向上に努め、公平性を保てるような適切な受益者負担を検討します。
 - ◆ 公共施設等を適正に維持管理していくため、ハード面だけでなく、ソフト面からの検討も行います。

- 8. 統合や廃止の推進方針**
稼働率の低い施設や劣化・老朽化が進んだ施設については、統合や複合化を検討します。少子高齢社会、人口減少社会等に対応した公共施設等の適正な再配置方針をまとめ、推進します。
- 9. 地方公会計(固定資産台帳等)の活用**
公会計財務書類を基にした指標値による分析結果や固定資産台帳データを公共施設マネジメントに活用していきます。
- 10. 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針**
将来施設を利用しなくなった場合、または、すでに利活用していない施設については、安全性、財政面、地域の活性化、地域住民の意見等を踏まえ、活用・処分の方針を検討します。
- 11. 広域連携**
広域連携可能な施設については、ニーズや費用対効果を検証し、周辺市町との連携を検討します。
- 12. 各種計画等との連携**
本計画は各個別施設計画等と整合を図り、制度改正や社会情勢の変化、町その他計画の改訂等を踏まえながら、随時見直しを行っていきます。
- 13. 目標**
「町有施設の管理不全に起因する事故ゼロ」の継続を目標とします。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

本町の公共施設等については本計画の基本方針に従い、施設類型ごとの現状や課題を踏まえた上で管理していきます。

- 3. 民間活力、PPP/PFIの活用について**
 - ◆ メリット・デメリット、公的関与の必要性等を検証したうえで、PPP/PFIの活用の検討を進めます。
- 4. 計画のフォローアップ(PDCAサイクルの推進方針)**
 - ◆ Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）のPDCAサイクルにより、本計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の内容や対象施設等について見直しを行い、計画的な管理に努めます。